

平成 30 年度法人後見支援事業

成年後見制度に係るアンケート調査(各法人及び法人内事業所向け)まとめ

成年後見制度の普及・活用に関しましては、県央地域の9市町村（水戸市，笠間市，ひたちなか市，那珂市，小美玉市，茨城町，大洗町，城里町，東海村）が連携して、県央地域成年後見制度支援事業を行っており、中心地として水戸市と水戸市社会福祉協議会が事務局を行っております。

この度、法人後見の活動推進に関する取り組み（法人後見支援事業）を行っていくための調査として、圏域内の社会福祉法人等を対象としてアンケートを実施いたしました。

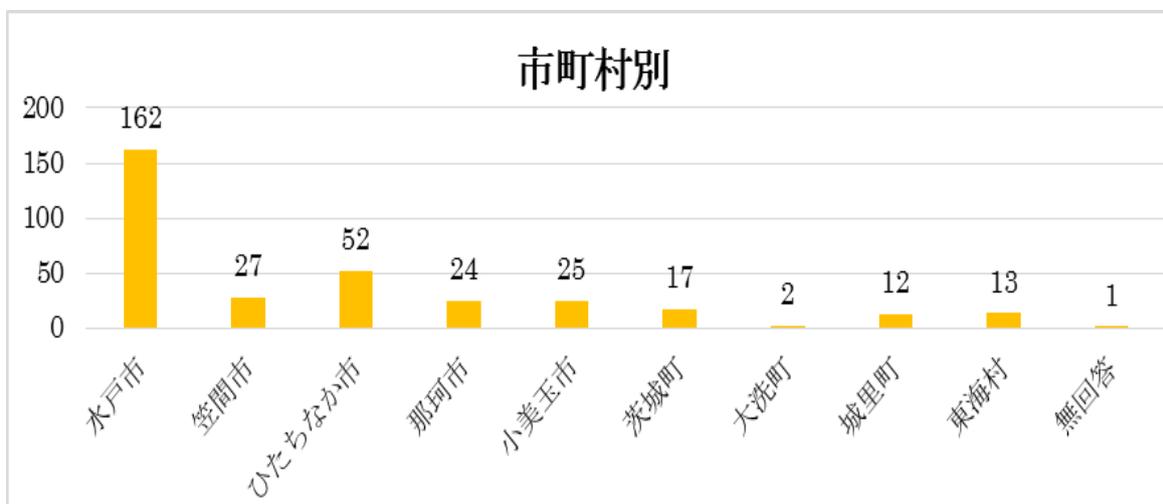
1. 調査対象	茨城県定住自立圏域内各法人及び法人内事業所等
2. 調査方法	対象者に対して、調査票を郵送して調査依頼をし、ファックス、電子メール等にて回答を得た
3. 回答基準日	平成 30 年 9 月 1 日現在
4. 回答数	335 件 ※回収率 35%

【基礎情報】回答者属性

○市町村別

市町村別では「①水戸市」の法人及び事業所からの回答数が一番多く、次いで「②ひたちなか市」である。必ずしも社会資源数と人口が比例しているわけではないが、人口数が多い市町からの回答数が多い結果となった。

設 問	項 目	回答数	割 合
市町村別	① 水戸市	162	48%
	② 笠間市	27	8%
	③ ひたちなか市	52	16%
	④ 那珂市	24	7%
	⑤ 小美玉市	25	7%
	⑥ 茨城町	17	5%
	⑦ 大洗町	2	1%
	⑧ 城里町	12	4%
	⑨ 東海村	13	4%
	⑩ 無回答	1	0%
	合 計	335	100%

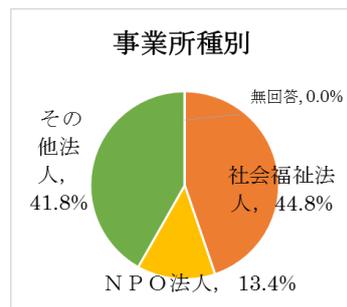


○事業所別

事業所別では「①社会福祉法人」が一番多い回答数だった。

設 問	項 目	回答数	割 合
事業所種別	① 社会福祉法人	150	45%
	② NPO法人	45	13%
	③ その他法人	140	42%
	④ 無回答	0	0%
	合 計	335	100%

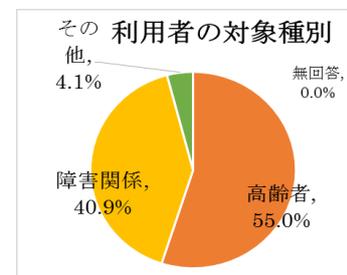
「③その他」の内訳は、株式会社で運営している居宅介護支援事業所等。



○利用者の対象別

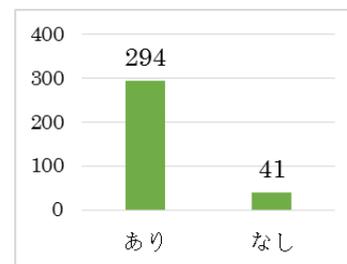
利用者の対象別では「①高齢者関係」が一番多いが、「②障害者関係」からも相当数の回答を得た。

設 問	項 目	回答数	割 合
利用者の対象種別	① 高齢者関係	188	55%
	② 障害関係	140	41%
	③ その他	14	4%
	④ 無回答	0	0%
	合 計	342	100%



○法人等の名称については、任意項目であるにも関わらず、約90%が名称を記載してくれた。

設 問	項 目	回答数	割合
法人等の名称記載	あり	294	88%
	なし	41	12%
	合 計	335	100%

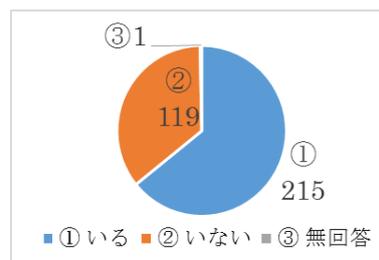


■調査内容は下記の通り

問1. 貴法人等が行っているサービスの利用契約などで、手続きに困っている方や利用料の支払いで金銭管理ができない方がいたことはありますか

「①いる」とう回答が64%を占めた。

項 目		回答数	割 合
①	いる	215	64%
②	いない	119	36%
③	無回答	1	0%
合 計		335	100%

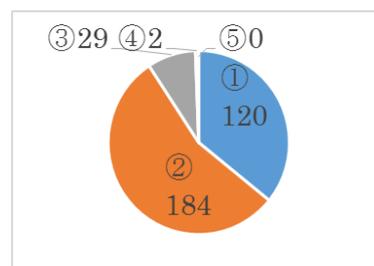


問2. そのような方が利用する成年後見制度をご存知ですか

「よく知っている」及び「少し知っている」という回答が91%を占めたが、もともと成年後見制度に少なからず関心を抱いたことのある法人及び事業所が本アンケート

に回答している可能性があり、この数字により「成年後見制度の「普及率が高い」とは言えない。

項目		回答数	割合
①	よく知っている	120	36%
②	少し知っている	184	55%
③	よく知らないが聞いたことがある	29	9%
④	全く知らない	2	1%
⑤	無回答	0	0%
合計		335	100%



問3. 国は成年後見制度の利用を促しはじめており、今後活用が必要になると思われるが、成年後見制度について機会があれば詳しく知りたいですか

「知りたい」という回答が92%を占めた。積極的に学習会等を実施する必要がある。

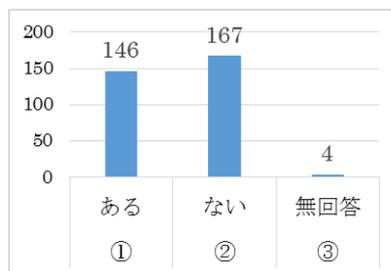
項目		回答数	割合
①	知りたい ⇒ 問4へ	309	92%
②	知りたくない ⇒ 自由記述へ	26	8%
③	無回答	0	0%
合計		335	100%



問4. 成年後見制度に関する相談を受けたことがありますか

相談を受けたことが「ない」という回答が上回っているが、「ある」という回答も同数程度あり、潜在的ニーズが存在することを感じる結果となった。

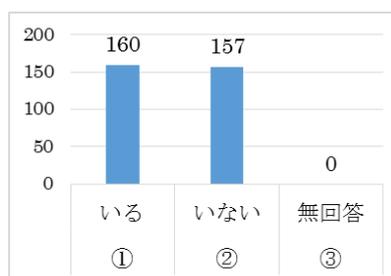
項目		回答数	割合
①	ある	146	46%
②	ない	167	53%
③	無回答	4	1%
合計		317	100%



問5. 成年後見人等が必要と思われる利用者はいますか

必要と思われる利用者が「いる」と「いない」の回答数割合は同数であり、「問4」と連動する結果となった。

項目		回答数	割合
①	いる ⇒ 問6へ	160	50%
②	いない ⇒ 問7へ	157	50%
③	無回答	0	0%
合計		317	100%

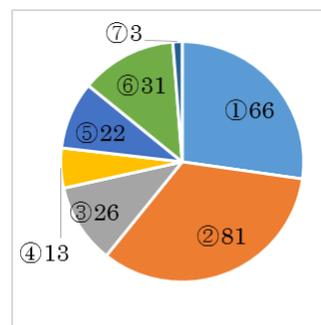


問6. 成年後見制度の利用が必要だと感じるが、利用できていない理由（複数回答）

利用できていない理由として、「②申立をする人がいない」という回答が一番多かった。状況に応じて首長申立を検討することも必要だろう。「③信頼できる後見人等の候

補者が見つからない」という回答も多いことを鑑みると、申立書の「候補者欄」に記載しなくても申立ては可能であることを周知したり、受任者として法人後見受任団体を増やしていくことが有効である。

項目	回答数	割合
① 成年後見制度の利用を関係者で検討中	66	27%
② 申立をする人がいない	81	33%
③ 信頼できる後見人等の候補者が見つからない	26	11%
④ 利用者の親族が、成年後見制度の利用に反対している	13	5%
⑤ 利用者自身が成年後見制度の利用に反対している	22	9%
⑥ その他 ()	31	13%
⑦ 無回答	3	1%
合計	242	100%



「⑥その他」について

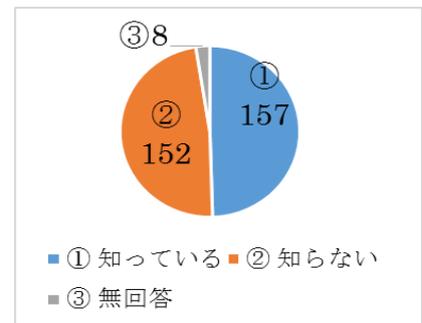
1	親族のいない方でどこまでやっていいか不安がある。
2	他者に管理されることを嫌がる。
3	いずれ必要になる。
4	2名利用中。
5	どう動いて良いか分からない。
6	利用申請中。
7	利用者の諸事情。
8	親族が反対なわけではないが、中途半端にしか関わってもらえない状況。
9	市長申立てで手続き中。
10	社協の権利擁護を利用。
11	援護市町村に依頼しているが、なかなか進まない。
12	制度の事は良くご存じと思われませんが、当法人に相談等はありません。
13	実際に制度を利用している。
14	手続きが大変である。
15	手続きに時間がかかる。
16	保護者がキーパーソン。 保護者の能力に不安。
17	後見人は、病院での同意等にサインができないので、そこが納得できない。
18	すぐに必要でないはまだ認識中。
19	すぐには必要でないと考え中。
20	今は社協で行っている。

21	家族が担っている。・本人が制度に対して理解できない。・都度かかる費用を考えると難しい。
22	利用者自身，親族共に理解が難しい。
23	ご本人が入院中でご両親が申立て中。
24	わからない。
25	利用者や親族が制度を理解していない為。
26	利用者本人は必要と感じていない。
27	家族も申立てする気はあるが，時期を見ている。
28	制度の内容について，理解されるまでに至っていない。

問7. 市町村長申立権を知っていますか

首長申立権について「①知っている」と「②知らない」の回答数はほぼ半々だった。「②知らない」という回答数が152件であるため，市町村長申立権についての普及啓発が必要である。

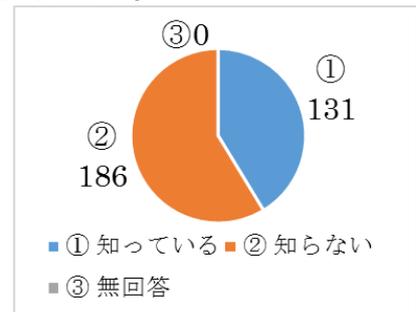
項目		回答数	割合
①	知っている	157	50%
②	知らない	152	48%
③	無回答	8	3%
合計		317	100%



問8. 貴法人等が成年後見人等を受任できることを知っていますか

法人等が成年後見人等を受任できることを「②知らない」法人及び事業所が多いことが分かった。首長申立権と同様，普及啓発していくことが必要である。

項目		回答数	割合
①	知っている ⇒ 問9へ	131	41%
②	知らない ⇒ 自由記述へ	186	59%
③	無回答	0	0%
合計		317	100%

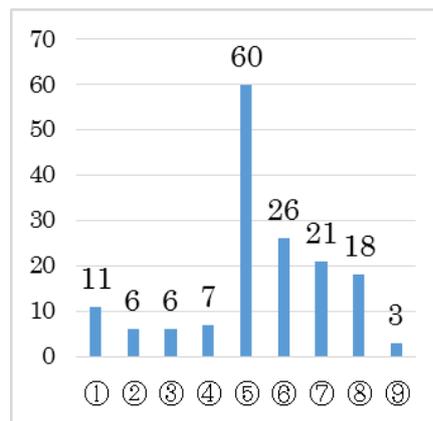


問9. 貴法人等の後見人等の受任についてどのように考えますか(法人後見の受任状況)

受任実績がある，受任体制がある等と回答した法人及び事業所が少数だがあった。

項目		回答数	割合
①	受任の必要性を感じ，現在受任しているケースがある ⇒ Aへ	11	7%
②	受任しているケースはないが，過去に受任実績がある ⇒ Aへ	6	4%

③	受任体制はあるが, 受任実績はない ⇒ B へ	6	4%
④	受任の必要性を感じ, 体制構築に向けた検討作業を行っている ⇒ C へ	7	4%
⑤	受任の必要性を感じるが, 検討はしていない ⇒ D へ	60	38%
⑥	受任の必要性を感じていない ⇒ E へ	26	16%
⑦	貴法人等が受任すべきでない ⇒ E へ	21	13%
⑧	わからない ⇒ 自由記述へ	18	11%
⑨	無回答	3	2%
合 計		158	100%

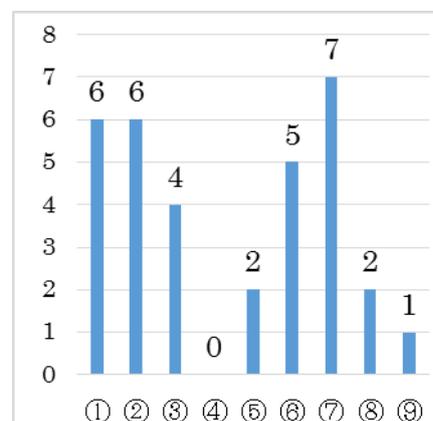


A: 問9で「①受任の必要性を感じ, 現在受任しているケースがある」, 「②受任しているケースはないが, 過去に受任実績がある」を選択した事業所

1. 法人後見受任の必要性を感じている理由 (複数回答)

候補者がいない, 家族等からの依頼, 家族や利用者にとって必要である, ということが必要性を感じた理由である。

項 目		回答数	割 合
①	成年後見人等の候補者がいない	6	18%
②	家族からの依頼	6	18%
③	行政からの依頼	4	12%
④	家裁からの依頼	0	0%
⑤	対象者が若い場合, 貴法人等が適当である	2	6%
⑥	社会における成年後見人等の受け皿の不足	5	15%
⑦	利用者保護等に便利な制度である	7	21%
⑧	その他 ()	2	6%
⑨	無回答	1	3%
合 計		33	100%



「⑧その他」について

1	本人の希望
2	日常生活自立支援事業の利用者で, 判断能力に課題が生じる事例があり, 後見制

度に繋ぐ必要があった。

2. 現在の貴法人等における法人後見の受任件数、もしくは過去の受任件数（延べ件数）を記入してください

<法人後見の受任件数>

	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
回答合計	14件	14件	3件	件

<過去の受任件数（延べ件数）>

	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
回答合計	9件	1件	件	件

3. 上記2. の内訳を教えてください（該当箇所に件数を記入してください）

<法人後見の受任件数>

	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
後見	12件	12件	2件	件
保佐	1件	2件	1件	件
補助	1件	件	件	件
任意	件	件	件	件
合計	14件	14件	3件	件

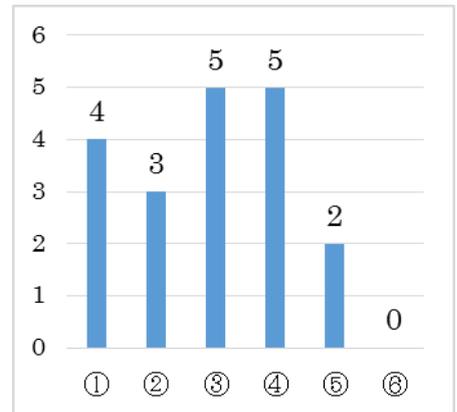
<過去の受任件数（延べ件数）>

	高齢者	知的障がい者	精神障がい者	その他
後見	8件	1件	件	件
保佐	件	件	件	件
補助	件	件	件	件
任意	1件	件	件	件
合計	9件	1件	件	件

4. 貴法人等における法人後見受任要件を記入してください

受任要件を設定している場合としていない場合がある。

項目	回答数	割合
① 適切な後見人等候補者がいないこと	4	21%
② 市町村長申立てであること	3	16%
③ 生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	5	26%
④ 特に受任要件は定めず、必要に応じて受任している	5	26%



⑤ その他()	2	11%
⑥ 無回答	0	0%
合計	19	100%

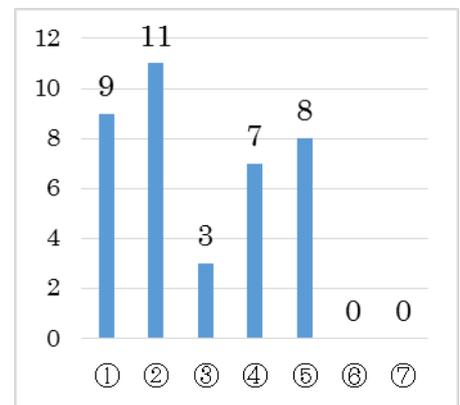
「⑤その他」について

親族（配偶者又は概ね2親等内の親族）がいない、もしくは把握できない、または親族がいても協力が受けられず、本会以外に適切な法定後見人等を得られない者。専門職（医療・福祉・司法）で構成された「法人後見受任審査会」にて、本会の受任が妥当と判断された場合に、後見候補人として申立てを行う。

5. 貴法人等で後見を受任する場合に課題になっていること（複数回答）

「②後見業務の明確化」、「①人的体制の整備」、「⑤制度に精通した職員の不在」等が課題となっている。

項目	回答数	割合
① 人的体制の整備	9	24%
② 後見業務の明確化	11	29%
③ 利益相反関係が生じる	3	8%
④ 紛争等のトラブルに巻き込まれる恐れがある	7	18%
⑤ 制度に精通した職員の不在	8	21%
⑥ その他()	0	0%
⑦ 無回答	0	0%
合計	38	100%

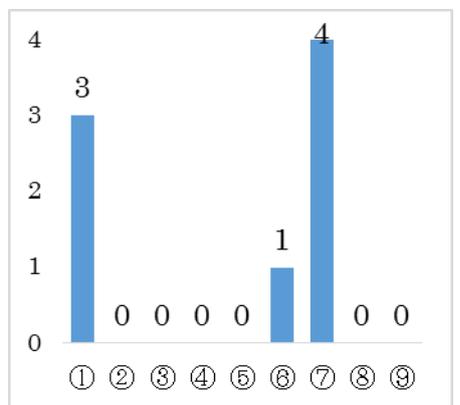


【B】：問9で「③受任体制はあるが、受任実績はない」を選択した事業所

1. 法人後見受任の必要性を感じている理由（複数回答）

候補者がいない、家族や利用者にとって必要である、ということが必要性を感じた理由である。

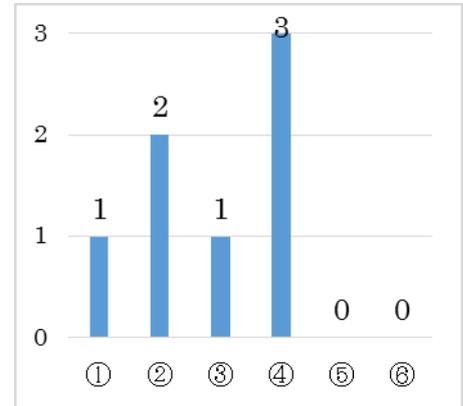
項目	回答数	割合
① 成年後見人等の候補者がいない	3	38%
② 家族からの依頼	0	0%
③ 行政からの依頼	0	0%
④ 家裁からの依頼	0	0%
⑤ 対象者が若い場合、貴法人等が適当である	0	0%
⑥ 社会における成年後見人等の受け皿の不足	1	13%
⑦ 利用者保護等に便利な制度である	4	50%
⑧ その他()	0	0%



⑨	無回答	0	0%
合 計		8	100%

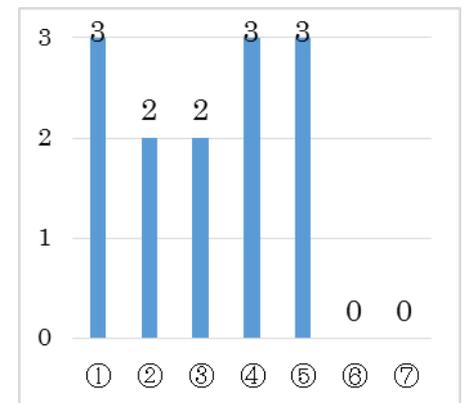
2. 貴法人等における法人後見受任要件を記入してください

項 目		回答数	割 合
①	適切な後見人等候補者がいないこと	1	14%
②	市町村長申立てであること	2	29%
③	生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力が ないこと	1	14%
④	特に受任要件は定めず、必要 に応じて受任している	3	43%
⑤	その他()	0	0%
⑥	無回答	0	0%
合 計		7	100%



3. 法人後見を受任する場合に課題になっていること（複数回答）

項 目		回答数	割 合
①	人的体制の整備	3	23%
②	後見業務の明確化	2	15%
③	利益相反関係が生じる	2	15%
④	紛争等のトラブルに巻き込まれる 恐れがある	3	23%
⑤	制度に精通した職員の不在	3	23%
⑥	その他()	0	0%
⑦	無回答	0	0%
合 計		13	100%

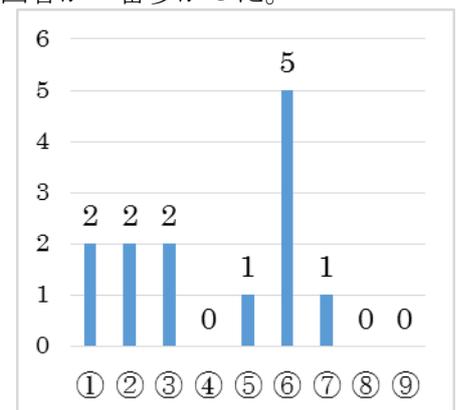


☑: 問9で「④受任の必要性を感じ、体制構築に向けた検討作業を行っている」を選択した事業所

1. 法人後見受任の必要性を感じている理由（複数回答）

「⑥社会における成年後見人等の受け皿の不足」という回答が一番多かった。

項 目		回答数	割 合
①	成年後見人等の候補者がいない	2	15%
②	家族からの依頼	2	15%
③	行政からの依頼	2	15%
④	家裁からの依頼	0	0%
⑤	対象者が若い場合、貴法人等	1	8%



	が適当である		
⑥	社会における成年後見人等の受け皿の不足	5	38%
⑦	利用者保護等に便利な制度である	1	8%
⑧	その他()	0	0%
⑨	無回答	0	0%
合 計		13	100%

2. 法人後見体制構築に向けた検討作業の具体的内容、進捗状況（受任体制が整備される時期の見込み）等について、差し支えない範囲で記入してください。

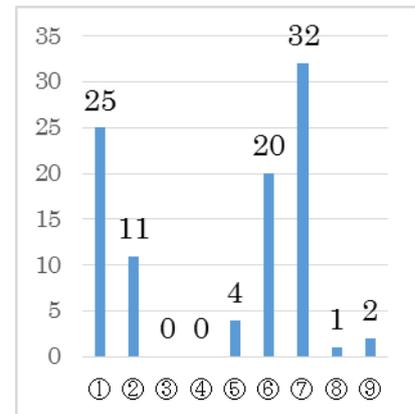
1	初歩段階での検討のため、時期等不明。
2	透明性の確保をどのようにしていくのかについて、情報収集している段階。
3	年度中に、法人後見についてスタッフの学習会を企画したいと考えている。
4	担当グループを置いて検討中。
5	手続き、金銭管理等について、家族、GH等で対応できているから。
6	水戸社協で法人の代表が研修している。
7	水戸市社会福祉協議会が主催する研修に参加。情報収集。

□：問9で「⑤受任の必要性を感じるが、検討はしていない」を選択した事業所

1. 法人後見受任の必要性を感じている理由（複数回答）

「⑦利用者保護等に便利な制度である」という回答が一番多かった。

項目	回答数	割合
① 成年後見人等の候補者がいない	25	26%
② 家族からの依頼	11	12%
③ 行政からの依頼	0	0%
④ 家裁からの依頼	0	0%
⑤ 対象者が若い場合、貴法人等が適当である	4	4%
⑥ 社会における成年後見人等の受け皿の不足	20	21%
⑦ 利用者保護等に便利な制度である	32	34%
⑧ その他()	1	1%
⑨ 無回答	2	2%
合 計	95	100%



「⑧その他」について

1	個人での受任あり（社会福祉士）
---	-----------------

2. 後見受任の必要性は感じるが、受任体制を検討していない理由を差し支えない範囲で記入してください。

受任体制を検討していない理由として、「体制を整えることが困難」に類似する回答が多い一方で、「現在は必要性に迫られていない」という回答が複数見られた。

1	受任を担当できる職員がいない。
2	事業所の体制を整えるのが難しい。
3	老健として終身は考えていない。
4	必要があれば柔軟に対応、検討していこうかと思うが、現在、必要がない状況。
5	過去にNPO法人では、無理があると返答された経緯がある。
6	受任に向けての体制作りが困難。
7	社会福祉士の有資格者が担当することになると思うが、それらの者が相談員や介護員として現場に出ているため、業務加重になる可能性がある為。
8	具体的な問い合わせがないため。
9	職員体制が難しい。
10	本村では、法人後見が行なわれている。
11	人材不足。
12	現在必要ない為。
13	制度の内容を適切に理解している有資格者がいない。また、研修を受ければ後見人になれる講習もあるが、参加する時間的な余裕がない。 在宅支援を行っている、介護保険被保険者だけではなく、その家族の状況も把握してしまい、後見人制度の必要性は理解している。必要に応じて、日常生活自立支援事業を始め、市長申立てによる後見人制度の活用も行っている。
14	法人としての考えが分からない。
15	事業所は必要性を感じるが、法人全体としては必要の実感がない。
16	利用者の親族が反対。
17	利用者の親族が反対。
18	1人事業所であり、現在の担当利用者数名。
19	以前、御家族から相談があったため。
20	現在直面したケースがなく、業務に追われ後回しになっている。
21	必要と思われる方が今はいないため。
22	まだ、そこまで必要性にせまられていない。サポート体制はある為。
23	利用者の皆様の年齢が若い為、今の所ではあるが保護者様に必要性を感じる方が少ないため。
24	人的体制を整えることが難しい。
25	後見制度に精通している人間がいない。
26	対応する体制が取れない。
27	利用者の高齢化で必要な人が出てくる可能性がある。

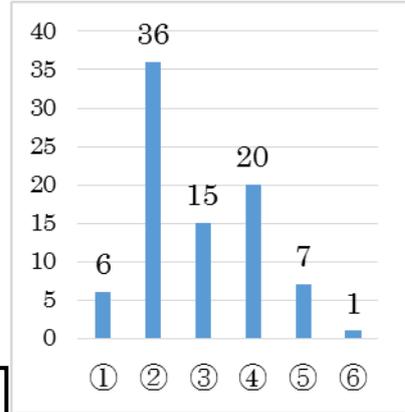
28	現在，成年後見人等が必要な利用者がいない為。
29	人員と人材の確保ができていないため。

【E】：問9で「⑥受任の必要性を感じていない」，「⑦貴法人等が受任すべきでない」を選択した事業所

1. 貴法人等が受任すべきではない，必要性がない等と思う理由（複数回答）

「②必要と思われる人的体制がない」という回答が一番多かった。

項目	回答数	割合
① 受任の受け皿は満たされていると考えている	6	7%
② 必要と思われる人的体制がない	36	42%
③ 利益相反関係が生じる	15	18%
④ 紛争等のトラブルに巻き込まれる可能性がある	20	24%
⑤ その他()	7	8%
⑥ 無回答	1	1%
合計	85	100%



※「その他」の記述において，同じ文言の文章がありますが，同一法人内の各事業所からの回答によるものです。

1	・利用者の囲い込みをしていると誤解される可能性がある。仮に法人として受任する場合，他のサービス事業からの独立性の担保が必要と思われる。
2	・利用者の囲い込みをしていると誤解される可能性がある。仮に法人として受任する場合，他のサービス事業からの独立性の担保が必要と思われる。
3	・利用者の囲い込みをしていると誤解される可能性がある。仮に法人として受任する場合，他のサービス事業からの独立性の担保が必要と思われる。
4	・利用者の囲い込みをしていると誤解される可能性がある。仮に法人として受任する場合，他のサービス事業からの独立性の担保が必要と思われる。
5	・事業活動に成年後見事業が含まれていない。
6	・今は社協で行っている。
7	・現状必要とされる利用者様がない。
8	・聴覚障害及び重複障害に対して専門知識が必要であり，そのため人的体制が十分でないと感じる。